

町外の医療機関で治療が必要な方へ 

# 通院費の一部を助成しています！



西ノ島町では、離島特有の負担の軽減と福祉の向上を図ることを目的として、町外の医療機関で治療が必要な方へ通院費の一部を助成します。

## 対象者

西ノ島町に住所があり、**町外の医療機関で治療が必要と医師が認めた方**で、下記のいずれかに該当する方です。

- ① 中学生以下の子ども
- ② 障がい者手帳をお持ちの方
- ③ 不妊治療を受ける方
- ④ 特定医療費（指定難病）受給者証をお持ちの方で、その対象療養で受診が必要な方
- ⑤ 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方で、その対象療養で受診が必要な方
- ⑥ 必要な付き添い者

- 中学生以下の子ども
- 身体障がい者手帳 1 種の方
- 療育手帳 A 判定の方
- 精神障がい者保健福祉手帳 1 級の方

付き添いで 1 名限り

## 手続方法

役場健康福祉課へ以下のものをご持参ください。

- ① 医療機関で受領した領収証または診療明細書
- ② 隠岐汽船乗船の領収証
- ③ 宿泊施設の領収証（宿泊者氏名、宿泊日が記載されたもの）【宿泊施設を利用した方のみ】
- ④ 希望の振込先の預金通帳
- ⑤ 印鑑
- ⑥ 障がい者手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証【該当者のみ】



内容を審査し、助成決定となれば後日口座に助成額を振込みます。

## 助成額

次により算出した交通費と宿泊費を助成します。（100 円未満切り捨て）

区 分		交 通 費		宿 泊 費
		船	バス	
本 土	高速船 運航時	[往路：高速船、復路：フェリー2等] の半額 または、 [往路：フェリー2等、復路：高速船] の半額 ※ただし、往復フェリー利用の場合は、その半額 ※受診日が往路日及び復路日と異なる場合はフェリー料金の半額	本土港～松江駅 往復の半額	5,000 円の半額 (2,500 円) ※入院患者（日帰り入院を除く） ※3 歳未満助成なし
	高速船 休航時	[往復：フェリー2等] の半額		5,000 の半額(2,500 円) <b>(1 受診日につき最高 2 泊)</b> ※入院患者（日帰り入院を除く） ※3 歳未満助成なし
隠岐の島町	高速船 運航時	[往復：高速船] の半額 ※ただし、往復または片道フェリー利用の場合は、その半額	西郷港～隠岐病院 往復の半額	助成なし
	高速船 休航時	[往復：フェリー2等] の半額		5,000 の半額 (2,500 円) ※入院患者（日帰り入院を除く） ※3 歳未満助成なし

※ 受診形態により、算出方法が異なります。

※ 令和 4 年 3 月 31 日までの宿泊分については、実費の半額（最高 2,500 円）。

医療を受けた日から2年以内に申請をしてください！